



みなが  
スマイル

市民のみんなが  
優しく居心地  
がいい町

# 第1章 はじめに

# 1. 計画策定の背景

## (1) 国の動向

### こども・子育て支援に関すること

#### 平成 15（2003）年 9 月 「少子化社会対策基本法」の施行

少子化に対処するための施策の基本理念、国・自治体・事業主・国民の責務、基本的施策、少子化社会対策会議の設置等が規定されました。平成 16（2004）年に少子化社会対策大綱（第 1 次）が出されてから、平成 22（2010）年、平成 27（2015）年に続き、令和 2（2020）年に、第 4 次の大綱が閣議決定されました。大綱では、「結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる」、「多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える」、「地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める」などの 5 つの基本的な考え方が示されました。

#### 平成 17（2005）年 4 月 「次世代育成支援対策推進法」の施行

次世代育成支援対策の基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針、自治体及び事業主による行動計画策定等の次世代育成支援対策を重点的に推進することとされました。

#### 平成 26（2014）年 1 月 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の改正

法改正により、「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称されました。この改正では、ひとり親家庭の支援を強化するため、父子家庭に対する支援を法律上明確化し、支援対象を拡大しました。さらに令和元（2019）年の改正では、未婚のひとり親家庭への寡婦（夫）控除のみなし適用など、経済的支援を拡充しました。

#### 平成 27（2015）年 4 月 「子ども・子育て支援法」の施行

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、こどもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、子ども・子育て支援給付等の必要な支援が示されました。

#### 平成 27（2015）年 4 月 「子ども・子育て支援新制度」の開始

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じたこども・子育て支援の充実が進められることになりました。令和元（2019）年からは、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する 3 歳から 5 歳児クラスのこども、住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児クラスのこどもの利用料が無償化されました。

## こども・若者育成支援に関すること

### 平成 22（2010）年 4 月 「子ども・若者育成支援推進法」の施行

こども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者を支援するネットワークの整備が規定されました。

この法律に基づき、「子供・若者育成支援推進大綱」が平成 22（2010）年度及び平成 27（2015）年度に策定され、施策を総合的に推進してきましたが、こども・若者における不安の高まりや孤独・孤立の問題の顕在化などに対応するため、令和 3（2021）年に第 3 次となる大綱を策定しています。大綱では「全ての子供・若者の健やかな育成」、「困難を有する子供・若者やその家族の支援」、「創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」、「子供・若者の成長のための社会環境の整備」、「子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援」の 5 本の柱を基本的な方針として設定し、こども・若者育成支援を総合的に推進することとされました。

## こどもの貧困に関すること

### 平成 26（2014）年 1 月 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることが規定されました。令和元（2019）年に同法が改正され、こどもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けてもこどもの貧困対策を総合的に推進することなどが追加されました。この法律に基づき、平成 26（2014）年に「子供の貧困対策に関する大綱」が、さらに、令和元（2019）年に新たな大綱が閣議決定されました。そして、令和 6（2024）年の法改正で「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改称され、こども大綱の記述を踏まえ、「貧困の解消」が目的や基本理念において明確に位置付けられました。また、教育支援に加え、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等の施策を総合的に推進することが示されました。

## 児童虐待に関すること

### 平成 12（2000）年 11 月 「児童虐待の防止等に関する法律」の施行

児童虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国・自治体の責務、虐待を受けた児童の保護に関する措置等が規定されました。

### 令和元（2019）年 6 月 「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の改正

親権者等による体罰禁止、児童相談所の体制強化、転居時の支援継続の情報共有等が定められました。

## 近年の動き

### 令和4（2022）年6月 「児童福祉法」の改正

子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するために改正されました。市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター<sup>1</sup>」の設置について努力義務化等が規定されました。

### 令和5（2023）年4月 「こども家庭庁」の発足

「こどもまんなか社会」実現のため、こども施策の総合調整、企画立案・政策推進を担当するための組織として、こども家庭庁が発足しました。

### 令和5（2023）年4月 「こども基本法」の施行

日本国憲法及び児童の権利に関する条約に則り、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための初めての基本法として、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見反映等が規定されました。児童の権利に関する条約は、18歳未満の全ての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とし、平成元（1989）年11月に国連総会で採択されたもので、日本は平成6（1994）年4月に批准しています。

### 令和5（2023）年12月 「こども大綱」及び「こども未来戦略」の閣議決定

6つの基本的方針のもと、こども施策に関する重要事項、施策推進の必要事項等を規定した「こども大綱」及びこども・子育て政策の抜本的強化のため、「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」の3つの基本理念を掲げ、今後3年間の集中的な取組を「加速化プラン」として設定した「こども未来戦略」が閣議決定されました。

### 令和6（2024）年6月 「子ども・若者育成支援推進法」の改正

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としてヤングケアラーが明記されました。ヤングケアラーとは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている子ども・若者」と定義されています。

## (2)豊田市の動向

### 平成13（2001）年4月 「子ども課」の創設

保育園と幼稚園を所管する部署を統一した社会部「子ども課」を創設し、保育園と市立幼稚園の一体的な運用に向けた取組を国に先駆けて進めました。

<sup>1</sup> こども家庭センター：全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。

### 平成 17 (2005) 年 4 月 「子ども部」の創設

7市町村の合併とあわせて、こども施策を一元化し総合的に推進するため、「子ども部」を創設しました。

### 平成 19 (2007) 年 10 月 「豊田市子ども条例」の制定

こどもの権利を保障し、こどもにやさしいまちづくりを推進するため、愛知県で初めてとなる「子ども条例」を制定しました。条例では、こどもの意見を聴く機会としての子ども会議の設置や、こどもの権利侵害に対する救済と権利回復を支援するための権利擁護委員の設置等を定めています。

### 平成 22 (2010) 年 3 月 「豊田市子ども総合計画（新・とよた子どもスマイルプラン）」の策定

妊娠・出産からこどもの自立までの一連の過程を切れ目なく、そして、社会全体でこどもを育て、子育てを支える施策に取り組んできました。

### 平成 27 (2015) 年 3 月 「第2次豊田市子ども総合計画」の策定

「豊田市子ども総合計画（新・とよた子どもスマイルプラン）」を継承し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備及び青少年を支援する体制の整備を目的に、国の子ども・子育て支援新制度に対応した計画を策定しました。

### 令和 2 (2020) 年 3 月 「第3次豊田市子ども総合計画」の策定

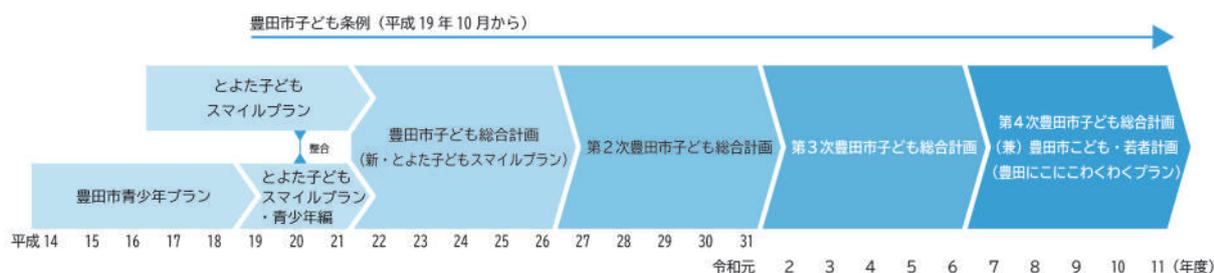
「第2次豊田市子ども総合計画」を継承し、「子育て」「親育ち」の支援に加え、地域も含めて「育ち合う」関係を構築し、子どもにやさしいまちづくりを共働で推進していくことを目的として、子どもの目線に立った計画としています。

### 令和 5 (2023) 年 4 月 「子ども部」を「こども・若者部」に名称変更

若者に対する施策にも積極的に取り組むことをわかりやすくするため、「子ども部」を「こども・若者部」に変更しました。こどもを平仮名にしたのは、こども家庭庁の設立やこども基本法の施行など、国が「こども」の文字を使うのに合わせたためです。

### 令和 7 (2025) 年 1 月 「ユニセフ日本型CFCI実践自治体」への承認

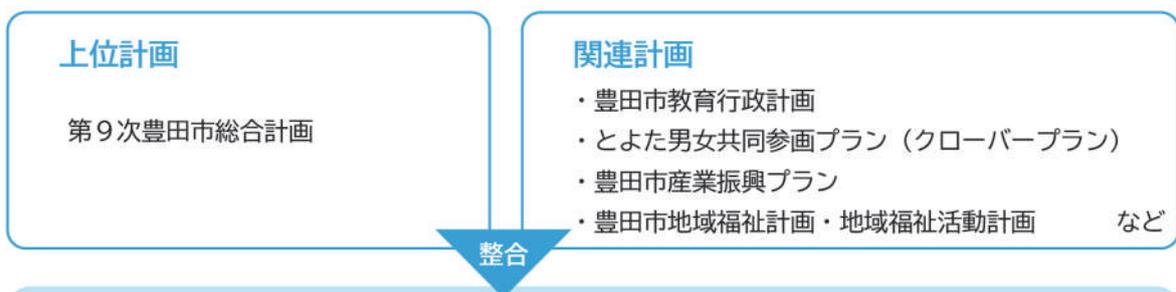
「こどもの権利を実現することに積極的に取り組むまち」として、公益財団法人日本ユニセフ協会CFCI委員会からの承認を受けました。【詳細は第5章】



## 2. 計画の位置付け

本計画は、豊田市の子ども・若者に関する計画であるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」等、以下の法律等に基づく計画としても位置付けます。さらに、「愛知県子ども計画はぐみんプラン 2029」を勘案の上、策定しています。

また、本計画は、豊田市子ども条例に規定される「豊田市子ども総合計画」としても位置付けます。さらに、豊田市の最上位計画である「第9次豊田市総合計画」や、その他関連計画とも整合を図り策定しています。



### 豊田市子ども・若者計画（豊田にこにこわくわくプラン）

- ・子ども基本法に基づく「市町村子ども計画」
- ・子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ・成育医療等基本方針に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」
- ・子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」

※本計画は、豊田市子ども条例に規定される「豊田市子ども総合計画」として位置付ける

## 3. 計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた0歳から概ね20歳代までの子ども・若者及びその家庭を対象としています。ただし、施策の内容によっては、30歳代までの若者も含まれます。

妊娠・出産期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期 <sup>2</sup>
	義務教育年齢に達するまで	小学生	中学生から概ね18歳まで	概ね18～30歳	概ね30～39歳
子ども					
			若者		

※上表の区分は、子ども大綱及び子供・若者育成支援推進大綱を参考にしています。

<sup>2</sup> ポスト青年期：主に、青年期を過ぎ、円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者。

## 4. 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年とします。また、計画期間の最終年度に当たる令和11（2029）年度中に、次期計画を策定します。

## 5. SDGsの視点

平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国際社会全体の開発目標として、令和12（2030）年を期限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsでは持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない」社会を目指し、経済・社会・環境の広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

豊田市は、平成30（2018）年6月、SDGs達成に向けた取組を先導的に進めていく「SDGs未来都市」として選定されました。

本計画においても、SDGsの視点を踏まえて各施策に取り組んでいきます。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 6. とよたローカルゴール

変化の激しい予測困難な社会において、まちの持続可能性に加え、市民一人ひとりの心身の豊かさも一層大切にしたいという思いから、第9次豊田市総合計画の策定にあわせて、豊田市独自の横断的な目標（とよたローカルゴール）が設定されました。

### L1 こどものミライに夢と希望を

#### こどもたちが夢と希望を持ち、自らのミライを切り拓く力を育む

持続可能なまちづくりのためには、次世代を担うこどもの育成が必要不可欠です。こどもたちがミライに向かって夢と希望を持ち、心豊かに暮らせるよう、「こども起点」、「こども視点」で施策の在り方を考え、まちづくりを推進します。



### L2 地域に愛着と誇りを

#### 誰もがつながり合い、様々な体験と感動を通じて、地域への愛着と誇りを持っている

地域や多世代によるつながり合いの中で、豊田市ならではの様々な体験や感動は、わたしたちの暮らしを豊かなものにしてくれます。豊田市に関わる全ての人が、豊田市や自分が居住する地域に対して愛着や誇りを感じられる地域社会をつくります。

